

一宮市立浅井南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校の学校教育目標は、「健康で、自ら学ぶ、心豊かな児童の育成をする」である。目指す児童像の1つに、「思いやりのあるやさしい子」として心豊かな児童の育成を目標としている。本校では、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうると考えている。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃から、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。万が一いじめが起きた時、あるいはいじめにつながるもめ事が起きた時には、事実を確認し、同じことを起こさないよう指導していく。また、いじめの防止等の対策として、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

また、学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

すこやか委員会を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。すこやか委員会は校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、すこやか委員会及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・つぶやきメール、つぶやきアンケート、一日観察日、教育相談（個人面談）等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

（１）いじめの未然防止の取り組み

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- ・つぶやきメール（いじめアンケート）や教育相談（個人面談）を実施して、学級経営を見直し、よりよい学級づくりに努める。
- ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。

イ 聞くこと話すことに重点を置いたわかりやすい授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。

ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。（資料１・いじめの認知について）

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。

カ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

※いじめ対策ハンドブックの活用

Ｙドライブ→20〇〇年度→01 教務→014 生徒指導→いじめ・不登校等対策
→・いじめ対策ハンドブックデータの活用

キ 市の教育課程にそって担任が行う情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。

※すこやか[いじめ・不登校対策・特別支援教育]委員会

(毎月第3 or 4の月 or 木に開催 ※会議のない5時間授業の日で開催の場合あり)

前日までに、共有しておきたい児童の情報を入力する。当日、職員で入力されたものをパソコン上で見ながら情報交換会を行う。

イ つぶやきメール(毎月12日頃実施・資料1)、「あなたのことを知るために」(アンケート)に基づく教育相談(学期に1回)、**一日観察日(毎月12日実施)**を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

※つぶやきメール…家庭に持ち帰って記入する。

※あなたのことを知るために(アンケート)…学校で記入する。

※**一日観察日…学級の中で気になる児童を一人決め、放課の様子などを含め、一日の様子を観察する。→すこやか委員会のフォルダに入力する。**

ウ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。

エ 児童が相談しやすい環境を整える。

- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
- ・あのねポスト(相談箱)を設置し、随時、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。また、あのねカード(相談箱投函用便箋・資料2)を校長室前廊下に置き、相談があるごとに対応する。
- ・県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介(配付)する。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介(配付)する。

オ 通学の見守り隊や立ち番の保護者から情報を得るように努める。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、すこやか委員会を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、すこやか委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

(3) 調査結果については事案の性質に応じて、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、すこやか委員会及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (5) つぶやきメール、「あなたのことを知るために」、あのねカードについて
 - ・つぶやきメールは実施後、職員室の箱に入れる。
 - ・「あなたのことを知るために」は教育相談終了後、職員室の箱に入れる。
 - ・あのねカードは個別の指導や対応が終了後、職員室の箱に入れる。
 - 1年間職員室に保管 → 年度ごとにまとめて相談室で5年間保管（5年を過ぎたものは、いじめ対策主任が年度末に廃棄処分する。）
- (6) 『いじめ月例報告 様式2』への入力
 - ①毎月12日前後に、「つぶやきメール」を行う。
 - ②「つぶやきメール」の②の項目に「ある」と記載のあった児童に対して、その後一週間をめどに面談や指導を行い、保護者に連絡の必要があると思われる事例については、保護者にも報告する。
 - ③その件について、「解消」か「経過観察」かを判断する。（経過観察が必要と思われる状況であれば、『月例報告様式3』で報告をする。）
 - ④「つぶやきメール」の②の項目に「ある」と記載のあったものは、担当者がまとめてファイルに綴じる。該当者なしの場合も、〇年〇組「該当者なし」と記入して提出する。

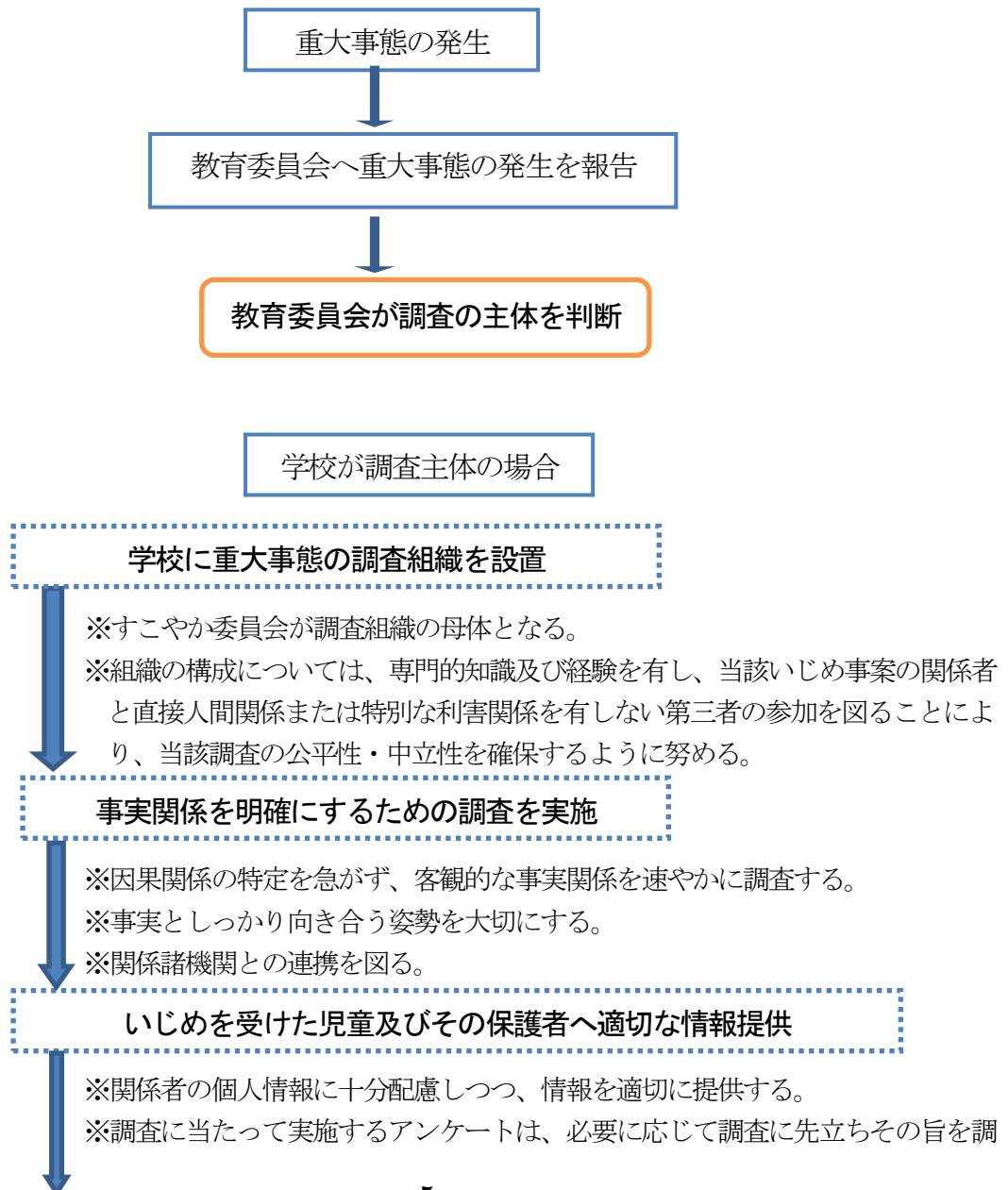
いじめ月例報告 () 月

年 組

☐ 該当者なし

☐ 該当者あり・・・() 名

【重大事態の対応フロー図】



査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

<一宮市立浅井南小学校いじめ防止取組の年間計画>

		「すこやか委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○「ペア学年名刺交換」（異年齢集団活動） ○SCの児童、保護者への周知①	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○引き渡し訓練
5月		○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有	○あいさつ運動 ○SCの児童、保護者への周知②		○学校運営協議会委員への授業の公開
6月	C ↓ A	○つぶやきメール ○つぶやきアンケート ○教育相談 ○情報共有	○ペア学年読み聞かせ（異年齢集団活動） ○福祉実践教室 ○セルフディフェンス講座 ○SCの児童、保護者への周知③	○教育相談週間	○あいさつ運動 ○公開授業
7月		○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有		○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知	○保護者会 ○保護者による学校評価アンケート
8月	P ↓ D				
9月		○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有	○SCの児童、保護者への周知④	○身体測定	
10月		○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有	○ペア学年読み聞かせ（異年齢集団活動） ○あいさつ運動 ○SCの児童、保護者への周知⑤		○あいさつ運動
11月	D	○一日観察 ○つぶやきメール	○SCの児童、保護者への周知⑥	○教育相談週間	

		○つぶやきアンケート ○教育相談 ○情報共有			
12月	↓ C	○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有	○SCの児童、保護者への周知⑦ ○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○児童のいじめ撲滅に向けた主体的な活動 ○通学団ふれあいタイム	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知	○保護者会 ○保護者による学校評価アンケート
1月	↓ A	○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有	○保健指導（命の大切さ） ○SCの児童、保護者への周知⑧ ○あいさつ運動	○身体測定	○学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析を行う。 ○あいさつ運動
2月	↓	○つぶやきメール ○つぶやきアンケート ○教育相談 ○情報共有	○ペア学年読み聞かせ（異年齢集団活動） ○通学団ふれあいタイム	○教育相談週間	
3月	↓ Pへ	○一日観察 ○つぶやきメール ○情報共有	○6年生を送る会（異年齢集団活動）		

通年			○朝礼における校長講話 ○児童集会における異年齢集団活動 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○情報モラル指導（ネットモラル）随時	○つぶやきメールの実施（月1回） ○一日観察日の実施	○浅井4校連携あいさつ運動（学期1回）
----	--	--	---	---	---